

補助金充実!! 少人数も大歓迎!!

まにわ

「さあ!合宿は岡山県真庭市へ!」



真庭市では修学旅行、スポーツ合宿、宿泊体験などの教育旅行や
コンベンション・アフターコンベンションなどに補助金を交付しています。

補助対象

(下記1~6に関してすべて該当する事業が対象です。)

1. 市内宿泊施設に宿泊し、参加宿泊者数が延べ25人以上であること (修学旅行、校外学習、合宿について、
収容人数が30人以下の宿泊施設を利用する場合、参加宿泊者数が延べ10人以上)
2. コンベンションおよびアフターコンベンションについては、国または地方公共団体が主催するものでないこと
3. 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるものでないこと
4. 真庭市から他の補助金等の交付を受けていないこと
5. 興行または営利を目的にするものでないこと
6. その他、当規定に定めたもの

| 補助内容 | 内 容 | 要 件 | 補助金額 |
|------|--------------------------------|--|--|
| | コンベンション 県大会以上のもの | 市内で開催し、市内の宿泊施設に宿泊するもので、1対象あたりの参加宿泊者数が延べ25人以上であること | ●1人1泊につき・・・1,000円 (高校生以下・スポーツ大会又は文化大会は500円) (バス又はレンタカー利用に対し交付する補助金を含め上限300,000円。ただし、延べ1,000人を超えるものについては上限500,000円) |
| | アフターコンベンション コンベンション後の観光ツアー等 | 市内の宿泊施設に宿泊するもので、1対象あたりの参加宿泊者数が延べ25人以上であること | ●1人1泊につき・・・1,000円 (バス又はレンタカー利用に対し交付する補助金を含め上限300,000円) |
| | 修学旅行 学校教育法が定める学校が行うもの | | ●1人1泊につき・・・1,000円 (バス又はレンタカー利用に対し交付する補助金を含め上限300,000円) |
| | 校外学習 学校教育法が定める学校が行うもの | 市内の宿泊施設に宿泊するもので、1対象あたりの参加宿泊者数が延べ25人以上であること (収容人員が30人以下の宿泊施設等にあっては、参加宿泊者数が延べ10人以上) | ●1人1泊につき・・・500円 (バス又はレンタカー利用に対し交付する補助金を含め上限100,000円。 ただし、延べ1,000人を超えるものについては上限500,000円) |
| | 合宿 運動及び文化の練習又は研修 | | |

上記にバス又はレンタカー利用時の加算

| 車の規格 | 事業所が真庭市内 | 事業所が真庭市外 |
|---------------|-----------|-----------|
| 大型バス(定員30名以上) | 50,000円/台 | 30,000円/台 |
| 中型バス以下 | 30,000円/台 | 20,000円/台 |
| 10人乗り以下 | 3,000円/台 | 2,000円/台 |

まずは
お問合せ
ください

TEL: 0867-45-7111 FAX: 0867-44-3002

一般社団法人 真庭観光局 〒717-0013 岡山県真庭市勝山654

E-mail info@maniwatrip.jp

真庭観光局 教育旅行 で検索

※尚、本補助金は予算が無くなり次第終了となりますので予めご了承ください。

（一社）真庭観光局 コンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金交付要綱

第1条（交付目的）

コンベンション、ビフォー・アフターコンベンション、修学旅行、校外学習又は合宿等を開催し、真庭市内の宿泊施設に宿泊する団体又は学校に対し、一般社団法人真庭観光局（以下、「当法人」）が真庭市からの財源を原資とし、予算の範囲内においてコンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金（以下、「当補助金」）を交付し、真庭市の観光振興及び経済の活性化を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（1）コンベンション

真庭市内で開催する各種大会（スポーツ大会及び文化大会を含む。）、学会、会議、その他これらに類するもの（単に親睦又は慰安を目的としたもの及び企業その他のものが自らの利益のために行うものを除く。）で、県大会以上の大会規模のものをいう。

（2）ビフォー・アフターコンベンション

市内外で開催するコンベンションの主催者によって企画され、あらかじめ当該コンベンションの参加者に対して周知されたコンベンション前後の観光、視察等をいう。

（3）学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校をいう。

（4）修学旅行

学校が学校行事の一環として、教職員引率のもとで児童又は生徒が団体行動で宿泊を伴う見学、研修の旅行をいう。

（5）校外学習

学校が授業等の一環として、教職員引率のもとで児童又は生徒が見学、体験、研修等を行う校外の学習をいう。

（6）合宿

運動及び文化の練習又は研修を行うことをいう。

（7）広域連携企画旅行

真庭市及び近隣市町村との広域連携による観光誘致促進を行うことで一体的かつ効果的な観光振興につなげることを目的とし、旅行業法（昭和27年法律239号）第2条第1項第1号に規定される旅行をいう。

（8）宿泊施設

ホテル、旅館、民宿等の宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。

第3条（補助対象要件）

補助金交付の対象となるコンベンション、ビフォー・アフターコンベンション、修学旅行、校外学習又は合宿（以下、「対象事業」）は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）真庭市内の宿泊施設に宿泊し、参加宿泊者数が延べ25人以上（修学旅行、校外学習及び合宿にあっては、収容人数が30人以下の宿泊施設を利用する場合に限り、延べ10人以上）であること。

（2）真庭市内の観光・体験施設や食事利用を伴う対象事業の開催・活動であること。

（3）1催行行事を1対象事業（1つの行事を日程やグループ分散で実施しても1対象事業）とみなし、1対象事業につき1件の申請とすること。

2 前号に規定する要件を満たす場合であっても、次に掲げるいずれかに該当する場合は補助対象外とする。

- (1) コンベンション及びビフォー・アフターコンベンションについては、国又は地方公共団体が主催する場合。ただし、国又は地方公共団体が他団体と共に催す対象事業であり、かつ財政支出を伴わない場合を除く。
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合
- (3) 興行又は営利を目的にする場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその構成員が役員となっている団体が開催する場合
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある場合
- (6) 他の自治体や団体から他の補助金等の交付を受けている場合

3 補助金交付の対象となる広域連携企画旅行の補助対象要件については、別に定める。

第4条（補助金の額）

補助金の種類及び補助金額等は、別表に掲げるとおりとする。

第5条（交付申請）

補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」）は、申請しようとする対象事業（以下、「補助事業」）を実施する前にコンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載または明記された書類を添付して、当法人理事長（以下、「理事長」）に提出しなければならない。

- (1) 宿泊先施設を含む旅程等の事業計画
- (2) 補助事業の収支予算
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

第6条（交付決定）

理事長は、申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定する。交付の決定をしたときは、コンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第7条（変更承認申請）

補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」）が、交付決定を受けた内容の大幅な変更又は補助事業を中止しようとするときは、コンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。理事長は、申請を承認したときは、コンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

第8条（実績報告）

補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにコンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる事項を記載または明記された書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊先施設を含む旅程等の事業実績
- (2) 補助事業の収支決算
- (3) 宿泊先の宿泊施設が発行する宿泊証明等
- (4) バス会社等が発行するバス等利用証明等
- (5) その他理事長が必要と認める書類

第9条（補助金の確定）

理事長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、コンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

第10条（補助金の請求及び支払）

補助事業者は、補助金の確定通知を受けたときは、速やかにコンベンション・教育旅行等誘致促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を理事長に提出し、理事長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

第11条（雑則）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、2021年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、2023年4月1日から施行する。

(別表)

以下、「参加宿泊者延べ人数」を[A]とする。

[A]から算出する補助金額 ([B])

| コンベンション | |
|-----------------|---|
| 要件 | [A]が25人以上 |
| 補助金額 | 1,000円/人泊×[A] (スポーツ・文化大会並びに高校生以下は500円/人泊) |
| ビフォーアフターコンベンション | |
| 要件 | [A]が25人以上 |
| 補助金額 | 1,000円/人泊×[A] (高校生以下は500円/人泊) |
| 修学旅行 | |
| 要件 | [A]が25人以上 (収容人数30人以下の宿泊施設利用時に限り、[A]が10人以上) |
| 補助金額 | 1,000円/人泊×[A] |
| 校外学習 又は 合宿 | |
| 要件 | [A]が25人以上 (収容人数30人以下の宿泊施設利用時に限り、[A]が10人以上) |
| 補助金額 | 500円/人泊×[A] |

自動車運送事業者のバス・レンタカー利用から算出する補助金額 ([C])

| 車の規格 | 事業所が真庭市内 | 事業所が真庭市外 |
|---------------|-----------|-----------|
| 大型バス(定員30人以上) | 50,000円/台 | 30,000円/台 |
| 中型バス以下 | 30,000円/台 | 20,000円/台 |
| 10人乗り以下 | 3,000円/台 | 2,000円/台 |

限度額 ([B]+[C])

| 種類 | 限度額 | |
|----------------------------|--------------|--------------|
| | [A]が1,000人未満 | [A]が1,000人以上 |
| コンベンション ビフォーアフターコンベンション | 300,000円以内 | 500,000円以内 |
| 修学旅行 | | 300,000円以内 |
| 校外学習 又は 合宿 | 100,000円以内 | 500,000円以内 |